

# 区保健福祉センター高齢障害支援課窓口業務派遣

## 仕様書

### 1 件名

区保健福祉センター高齢障害支援課窓口業務派遣

### 2 目的及び必要性

障害者福祉制度が複雑化や高度化する中で、区役所保健福祉センター高齢障害支援課における窓口等の業務量が増加している。主に定型的なサービスを担当する派遣職員を配置することで、正規職員の負担を軽減させ障害者福祉窓口の円滑な運営を図ることを目的とする。

### 3 就業場所及び派遣人数

所在地	就業場所	派遣人数
中央区中央4-5-1 Qiball（きぼーる）13階	中央区役所保健福祉センター高齢障害支援課	1人
若葉区貝塚2-19-1	若葉区役所保健福祉センター高齢障害支援課	1人
緑区鎌取町226-1	緑区役所保健福祉センター高齢障害支援課	1人

※なお、原則、派遣開始時（令和7年7月1日）より約2週間の間で最大3日間の研修（以後、開始時研修）を市役所本庁舎（中央区千葉港1-1）で実施することとし、その研修時は就業場所を市役所本庁舎とする。

### 4 派遣期間

令和7年7月1日～令和9年3月31日までの間

### 5 派遣労働者に必要とされる技術等

- 日本語で日常会話が可能で、かつ、日本語により書類作成等ができること。
- パソコンの初歩的な操作技術及び経験があり、簡易な文書作成ができること。
- 派遣労働者は、地方公務員法第16条の欠格事項のいずれにも該当しないこと。

### 6 就業日及び就業時間等

#### (1) 就業日及び就業時間

就業日	就業時間	休憩時間
月曜日から金曜日 (但し、保健福祉センター閉庁日を除く)	9:00～17:45 (1日7.75時間)	1時間

(2) 予定就業時間（総計）※積算は別添「就業日予定表」を参照

令和7年度（7月～）		令和8年度		合計	
就業日数	就業時間	就業日数	就業時間	就業日数	就業時間
180日	1,395時間	241日	1,867.75時間	421日	3,262.75時間

※就業日数1日につき、就業時間7.75時間で積算。

## 7 業務内容

### (1) 申請受付業務及び事務補助

- ①申請書類（窓口及び郵便）受付・確認業務
- ②支払・支給決定事務補助

※対象となる主なサービス（定型的サービス：手帳等級や簡単な所得判定で判断が可能なもの）

証明書	その他
・NHK受信料減免 ・有料道路割引 ・障害者等駐車区画	・市福祉手当 ・福祉タクシー ・心身障害者医療費助成 ・自動車燃料費等助成 ・その他ヘルプマーク配布、スポーツ大会の受付等の本庁等への取次業務

### (2) 市民対応業務

- ①電話・窓口対応業務（担当者への取次・簡易な案内等）

### (3) その他、障害支援班に係る事務補助

## 8 派遣元の責務

- (1) 派遣元は、派遣先が提供する資料に基づき、本業務の遂行に必要な手引書、早見表等を必要に応じて作成し、的確かつ円滑な業務遂行に努めること。
- (2) 派遣元は、派遣元の責任と負担において、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項（安全管理措置に係る事項を含む。）、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他事務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を業務に従事する際に実施すること。
- (3) 派遣元は、事務処理方法等について改善する必要性が発生した場合、派遣先と協議のうえ、改善策を決定し実施すること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者の契約期間中、派遣元の責任において必要な社会保険に加入させること。
- (5) 派遣元は、派遣労働者の契約期間中、派遣元の責任において必要な通勤に要する費用を負担すること。（ただし、開始時研修に係る通勤に要する費用については、別途協議し発注者で負担することができる。）
- (6) 派遣元は、派遣労働者の派遣就業にあたり、あらかじめ当該派遣労働者の氏名及び経験年数等を書面により派遣先責任者に通知し、また、業務に従事する前に派遣労働者名簿を提出すること。  
また、派遣労働者を変更する場合においても事前に（1か月前）書面で通知すること。
- (7) 派遣元は、「5 派遣労働者の必要とされる技術等」に掲げる資格、経験のある職員を各就業場所において必要とする人員数派遣すること。

## 9 派遣労働者の条件

- (1) 派遣労働者は、派遣先の関係職員からの業務上の指示に従うこと。
- (2) 派遣労働者は、守秘義務を厳守すること。
- (3) 派遣労働者は、各業務遂行に際し、常に基準やマニュアル等を確認し、派遣先の関係職員の指示を逸脱しないように、細心の注意を払って業務にあたるよう徹底すること。
- (4) 派遣労働者は、処理方法が不明な件について独自で判断せず、派遣先職員と協議すること。
- (5) 派遣労働者は、履行期限が設けられている業務について期限を厳守すること。
- (6) 派遣労働者は、「千葉市職員のための接遇マニュアル」に従い身だしなみ、言葉使いに留意し、窓口の市民に不快感を与えないように努めること。
- (7) 派遣労働者は、派遣先が給付する専用の名札を着用し、身分の明確化を図ること。
- (8) 派遣労働者は、毎日、業務終了後、業務開始時間及び終了時間等の勤務報告を書面にて派遣先の関係職員に対し報告し、確認を得ること。
- (9) 派遣労働者は、作業の進捗状況に関して、指揮命令者へ報告すること。
- (10) 派遣労働者は、発生した課題等に関して、指揮命令者へ報告すること。
- (11) 派遣労働者は、千葉市が業務運営に関して会議等を開催する際は、指揮命令者の指示に基づき、会議へ出席すること。

## 10 特記事項

- (1) 派遣業務遂行上発生した事故等については、派遣先の原因により生じたものを除き、派遣元が責任を負うものとする。
- (2) 派遣労働者は、業務上の疑義等は速やかに派遣先責任者に申し出てその指示に従うものとする。
- (3) 派遣労働者は、病気等やむをえない事情による欠勤、遅刻、早退をする場合は、速やかに指揮命令者に連絡するものとする。また、派遣労働者が、病気・休暇等により就業できないときは、派遣元は代替者を派遣するものとする。但し、派遣先が派遣元に対し、代替者の補充の必要がない旨連絡したときはこの限りではない。
- (4) 派遣先は、派遣労働者の事務能力または業務態度について、指揮命令者が不相当と認めた場合には派遣元と協議のうえ、当該派遣労働者を交代させることができるものとする。
- (5) 派遣労働者は、就業場所におけるロッカーを利用することができるものとする。

## 11 その他

業務遂行時において疑義が生じた場合、また、本仕様書に定められない事項であっても、業務に関連するものについては、双方協議のうえ業務に支障をきたすことのないよう履行するものとする。

就業日予定表

	令和7年度		令和8年度	
	就業日数	就業時間数	就業日数	就業時間数
4月			21	162.75
5月			18	139.50
6月			22	170.50
7月	22	170.50	22	170.50
8月	20	155.00	20	155.00
9月	20	155.00	19	147.25
10月	22	170.50	21	162.75
11月	18	139.50	19	147.25
12月	20	155.00	20	155.00
1月	19	147.25	19	147.25
2月	18	139.50	18	139.50
3月	21	162.75	22	170.50
合計	180	1395.00	241	1867.75



## 就業日予定表（令和8年度）

令和8年4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

就業日数 21

令和8年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

就業日数 18

令和8年6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

就業日数 22

令和8年7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

就業日数 22

令和8年8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

就業日数 20

令和8年9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

就業日数 19

令和8年10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

就業日数 21

令和8年11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

就業日数 19

令和8年12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

就業日数 20

令和9年1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

就業日数 19

令和9年2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

就業日数 18

令和9年3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

就業日数 22